

京都府立医科大学共同研究取扱規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府立医科大学規程第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府立医科大学（以下「大学」という。）と民間機関等が共同研究を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間機関等 会社法（平成 17 年法律第 86 条）に基づく会社、地方公共団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人等外部の機関等をいう。
- (2) 教員等 大学において、教授、准教授、講師、助教その他研究活動に従事する者をいう。
- (3) 共同研究 民間機関等から研究員及び研究経費又はそのいずれかを受け入れて、大学の教員等が当該民間機関等と共同して行う研究をいう。
- (4) 民間等共同研究員 民間機関等において、現に研究業務に従事しており、在職のまま共同研究に従事する者をいう。
- (5) 共同研究機関 この規程により、共同研究を行う民間機関等をいう。
- (6) 知的財産権 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める権利をいう。

（平 25 規程 91-4・一部改正）

(受入れの原則)

第 3 条 共同研究は、当該研究が大学の主体性のもとに推進できるものであり、かつ、民間機関等の研究者と共通の課題について共同又は分担して研究を行うことにより、優れた研究成果を期待できる場合に受け入れるものとする。

(共同研究の申請)

第 4 条 共同研究を申請しようとする民間機関等の長は、共同研究申請書（別記第 1 号様式）を学長に提出しなければならない。

(研究計画書の提出)

第 5 条 前条の民間機関等と共同研究を行おうとする教員等の代表者（以下「研究代表者」という。）は、共同研究計画書（別記第 2 号様式）を学長に提出しなければならない。

(共同研究の承認)

第 6 条 学長は、第 4 条の申請があったときは、共同研究申請書及び共同研究計画書の内容を審査し、共同研究を行うことが適当と認めるときは承認を与えるものとする。

2 前項の承認に当たっては、あらかじめ京都府立医科大学産学公連携戦略本部設置規程（平成 20 年京都府立医科大学規程第 205 号）第 13 条に規定するリエゾンオフィス委員会の審査を経るものとする。

3 学長は、第 1 項の承認をしたときは、その旨を共同研究機関の長及び研究代表者の長に通知するものとする。

（平 20 規程 91-1、平 21 規程 91-2・一部改正）

(契約の締結)

第7条 前条第1項の承認をしたときは、共同研究機関の長と共同研究契約を締結するものとする。

(平21規程91-2・一部改正, 平25規程91-4・第2項削除)

(経費の負担)

第8条 共同研究機関が負担する共同研究に必要な経費（以下「研究経費」という。）は次の表のとおりとする。

区 分	金 額
研 究 料	民間等共同研究員が専ら大学において共同研究に従事する場合にあつては、別に定める金額
研究に要する経費	(直接経費) 共同研究遂行のために必要となる人件費、謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、設備購入費等の直接的な経費に係る金額 (産学公連携推進費) 原則として直接経費の30%に相当する金額 ただし、国等の公的機関との共同研究の場合であつて、国等の予算において又は財政上の事情により産学公連携推進費が確保されないときその他学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費の30%に満たない額により定めることができる。

2 大学は、必要に応じ、研究に要する経費の一部を負担することができる。

(平21規程91-2・一部改正)

(令6規程91-10・一部改正)

(施設・設備の供与)

第9条 大学は、その施設及び設備を当該共同研究の用に供することができる。

(研究経費の経理)

第10条 研究に要する経費は、当該共同研究の目的以外に使用してはならない。

2 研究に要する経費の受領及び経理等に関する事務は、大学が行うものとする。

3 研究料の徴収及び経理等に関する事務は、別に定めるものとする。

(平21規程91-2・一部改正)

(設備の帰属等)

第11条 研究経費により大学において研究の必要上取得した設備等は、大学に帰属するものとする。

2 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究機関の所有に係る設備を無償で受け入れることができる。

(研究場所)

第12条 学長は、共同研究遂行上必要があると認めるときは、当該共同研究に従事する教員等に当該共同研究機関の施設において、研究を行わせることができる。

(研究の中止又は延長)

第13条 研究代表者は、共同研究の中止の必要が生じたときは、共同研究中止・期間延長報告書(別記第3号様式)により、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

2 学長は、やむを得ない理由があるときは、共同研究機関の長と協議の上、共同研究の中止を決定することができる。

3 前項の決定に当たっては、あらかじめリエゾンオフィス委員会の意見を聴くものとする。

4 学長は、第1項の規定により共同研究の中止を決定したときは、その旨を共同研究機関の長に通知する。

5 前4項の規定は、研究期間の延長の場合に準用する。

(平21規程91-2・一部改正)

(共同研究の完了報告)

第14条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書(別記第4号様式)により、速やかに学長に報告するものとする。

(平21規程91-2・第2項削除)

(研究結果の公表)

第15条 共同研究に関する結果は、原則として、研究代表者の名において公表するものとし、その時期及び方法等については、共同研究機関の長と協議して定めるものとする。

(知的財産権)

第16条 共同研究の結果生じた知的財産権その他これらに準ずる権利の帰属等については、共同研究契約書及び教員等の職務発明に関する規程(京都府公立大学法人規程第31号)の定めるところによる。

(平21規程91-3・一部改正)

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に契約を締結している共同研究については、この規程第7条により契約を締結したものとみなし、この規程を適用する。

附 則(平成20年規程第91-1号)

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第91-2号)

1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に契約を締結している共同研究については、この規程第7条により契約を締結したものとみなし、この規程を適用する。

附 則(平成21年規程第91-3号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年規程第 91-4 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年規程第 91-5 号）

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 2 の旧規定は、施行日から令和 6 年 3 月 31 日までに契約を締結した共同研究の間接経費について適用する。

（令 2 規程第 91-6 号・一部改正）

（令 3 規程第 91-7 号・一部改正）

（令 4 規程第 91-8 号・一部改正）

（令 5 規程第 91-9 号・一部改正）

（令 6 規程第 91-10 号・一部改正）

附 則（令和 2 年規程第 91-6 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 91-7 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 91-8 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規程第 91-9 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 91-10 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規程の施行の際、現に契約を締結している共同研究の取扱いについては、なお従前の例による。

